

様式第 1 号 (第 5 条関係)

大子町不妊治療費助成金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

大子町不妊治療費助成金の交付を受けたいので、大子町不妊治療費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	夫	妻
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
電話番号		

		保険該当	特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く。)	男性不妊治療費	備 考
助成申請金額	助成対象経費①	保険適用	円	円	※大子町不妊治療費助成事業受診等証明書の領収金額 ただし、保険適用の場合は、医療保険の規定による給付の額を控除した額
		保険適用外	円	円	
	①から端数を除した金額②		円	円	1,000 円未満を切り捨てた額を記入してください。
	助成金申請金額		円	円	※②の額が 200,000 円以上の場合は 200,000 円 ②の額が 200,000 円未満の場合は②の額
〔添付書類〕 <input type="checkbox"/> 大子町不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収書 <input type="checkbox"/> 両人の事実婚関係に関する申立書 (様式第 3 号) (事実婚に該当する場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()				受理年月日	年 月 日
				通算助成済回数	回 済
				町税滞納	有・無
					税務課

大子町不妊治療費助成事業受診等証明書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄（※主治医が記入してください。）

(フリガナ) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A B C D E F 男性不妊治療のみ 該当する記号(注参照)に○を付けてください。		A又はBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 該当する記号に○を付けてください。	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術法を記載してください。 ()		精子回収の有無 1. 有 2. 無	
妊娠の有無	有 ・ 無			
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日 (妊娠確認又は治療を中止した日) (男性不妊治療分) 年 月 日 ~ 年 月 日			
日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票登録番号	有 → 症例登録番号 ※2			無
領収金額	※入院室料, 食事療養費, 凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保管料)及び文書料は助成対象外です。			
	不妊治療費助成対象金額 円			
	保険診療	自己負担額 円		
	保険診療と併用して行う先進医療	保険外診療	自己負担額 円	治療内容
	自費 ※治療が全て保険外診療の場合	保険外負担額 円 保険外診療を行った理由 ()		
備考 ※3				

※1 治療期間については、排卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。登録途中により番号を記入できない場合は、「有」に○を付け、「登録中」と記載してください。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、主治医が患者からその領収書の提出を受け、主治医がその医療機関の名称と領収金額を記載してください（男性不妊治療や院外処方など）。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 (採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※ 採卵に至らないケース (女性への侵襲的治療がないもの) は助成対象とはなりません。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合に限り、採卵をしていなくても助成の対象とします。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の大子町不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に終了した特定不妊治療について適用し、同日前までに終了した特定不妊治療については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日以前に受けた助成の回数は、令和4年度に受けた回数に限り、通算回数に含むものとする。